

## 現行計画の成果指標の現状

◎ H23年の計画改定時に新しく設定

## 目標1 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築

## ①住生活の安全を確保する住宅及び居住環境の整備

- 1 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率  
79%（平成20）→（平成27年6月頃算出予定）→95%（平成32）
- 2 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積  
約6,000ha（平成22）→（平成27年6月頃算出予定）→おおむね解消（平成32）
- 3 安全・安心な居住環境の整備に関する宅地耐震化対策、浸水対策、土砂災害対策及び津波・高潮対策に関する指標  
（社会資本整備重点計画において設定されている指標に同じ）

## ②住生活の安心を支えるサービスが提供される環境の整備

- ◎ 4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合  
0.9%（平成17）→1.8%（平成24）→3～5%（平成32）
- ◎ 5 生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地（100戸以上）の割合  
16%（平成21）→25%（平成24）→25%（平成32）

## ③低炭素社会に向けた住まいと住まい方の提案

- 6 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準（平成11年基準）達成率  
42%（平成22年4月～9月までの数値）→42%（平成25）→100%（平成32）

## ④移動・利用の円滑化と美しい街並み・景観の形成

- 7 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率  
16%（平成20）→17%（平成25）→28%（平成32）
- 8 良好な景観の形成に関する指標  
（社会資本整備重点計画において設定されている指標に同じ）

## 目標2 住宅の適正な管理及び再生

- 9 リフォーム（注1）実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合  
3.5%（平成16～20平均）→3.8%（平成25）→6%（平成32）
- 10 1)ストック 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合  
37%（平成20）→46%（平成25）→70%（平成32）
- ◎ 2)フロー 新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合  
51%（平成20）→65%（平成25）→おおむね100%（平成32）

## 目標3 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備

## ①既存住宅が円滑に活用される市場の整備

- 11 既存住宅の流通シェア（既存住宅の流通戸数の新築を含めた全流通戸数に対する割合）  
14%（平成20）→14.7%（平成25）→25%（平成32）
- ◎ 12 リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合  
0.2%（平成22年4月～12月までの数値）→0.2%（平成25）→10%（平成32）

## ②将来にわたり活用される良質なストックの形成

- 13 住宅の利活用期間 1)減失住宅の平均築後年数  
約27年（平成20）→約32年（平成25）→約40年（平成32）  
住宅の利活用期間 2)住宅の減失率（5年間に減失した住宅戸数の住宅ストック戸数に対する割合）  
約7%（平成15～20）→5.9%（平成20～25）→約6%（平成27～32）
- 14 新築住宅における住宅性能表示の実施率  
19%（平成21）→23.5%（平成25）→50%（平成32）
- ◎ 15 新築住宅における認定長期優良住宅の割合  
8.8%（平成21年6月～平成22年3月までの数値）→12.0%（平成25）→20%（平成32）

## ③多様なニーズに応じた住宅の確保の促進と需給の不適合の解消

- 16 子育て世帯（注2）における誘導居住面積水準達成率  
【全国】40%（平成20）→42.5%（平成25速報）→50%（平成27）  
【大都市圏】35%（平成20）→38.2%（平成25速報）→50%（平成32）

## 目標4 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

- 17 最低居住面積水準未達率  
4.3%（平成20）→4.2%（平成25）→早期に解消
- 18 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率 一定のバリアフリー化（注3）  
37%（平成20）→41.2%（平成25）→75%（平成32）
- 19 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率 高度のバリアフリー化（注4）  
9.5%（平成20）→10.7%（平成25速報）→25%（平成32）

（注1）増改築、修繕又は模様替えのいずれかを行うこと

（注2）構成員に18歳未満の者が含まれる世帯

（注3）2カ所以上の手すり設置又は屋内の段差解消に該当

（注4）2カ所以上の手すり設置、屋内の段差解消及び車椅子で通行可能な廊下幅のいずれにも該当